

事業名	放射線障害防止対策
主管課及び関係課	(主管課) 科学技術・学術政策局原子力安全課 (課長: 青山 伸)
上位施策目標	施策目標4 - 6 原子力分野の研究・開発・利用の推進
事業の概要	<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。)の施行のための業務を行う事業。</p> <p>放射線障害防止法の許可・届出により放射性同位元素や放射線発生装置の利用、販売、賃貸及び廃棄物の廃棄を行う事業者(約5,000)の立入検査、放射線取扱主任者の講習に必要な施設のための経費等について予算措置がされている(放射線障害防止対策事業)。また、放射線障害防止対策の在り方に関する検討を行うとともに、許認可に関する手続き及び申請情報の電子化を進めるとともに、データベースを作成して管理している(放射線障害防止対策強化)。</p> <p>同法の対象事業者は、教育機関、研究機関、医療機関、民間機関等多岐にわたっており、事業者には施設の技術基準への適合、安全な管理のための基準の遵守の義務等が課されている。</p>
予算額及び事業開始年度	<p>放射線障害防止対策事業(昭和55年度~)</p> <p>平成16年度概算要求額: 32百万円(平成15年度予算額32百万円)</p> <p>総額: 159百万円(平成11年度~平成15年度)</p> <p>放射線障害防止対策強化(昭和50年度~)</p> <p>平成16年度概算要求額: 54百万円(平成15年度予算額55百万円)</p> <p>総額: 672百万円(平成11年度~平成15年度)</p>
必要性	<p>放射線の研究、開発、利用を推進するためには、その安全確保が大前提であり、放射線障害防止法に基づき、放射線障害防止のための安全規制を行うことが必要。</p> <p>また、IAEA、ILO、WHO等の国際機関が設定した規制免除レベル(以下「国際規制免除レベル」という。)について我が国の放射線審議会は、国内法令への取り入れが適切と結論。取り入れにより、規制対象が総体的に広がることが想定され、安全を確保しつつ、放射能レベル、利用や規制の実績、人体への影響等を考慮した合理的な規制体系の構築が必要であり、これらに対応するため、新規1名の機構定員要求による放射線障害防止対策の強化を予定。</p>
効率性	<p>電子化を積極的に進めており、許認可手続きの効率化を図るとともに、5,000に上る事業者のデータをデータベースを活用した効率的な管理に努めている。また、必要に応じ、立入検査を実施しているところ(平成14年度実績で354件)、大規模な施設を重点的に行うことや、抜き打ち検査によって事業者の緊張感を高めることなどにより、限られた人員と予算の範囲内で法律の施行の効果を高めるように検査を行っている。</p> <p>また、国際規制免除レベルの取り入れにより、新しい規制体系に適した許認可に関する電子化手続きの改善、データベースの改善が必要。</p>
有効性	<p>得ようとする効果の把握の仕方(検証の手順)</p> <p>法令上国に報告が求められる事故、特に重大な事故である被ばく事故、紛失事故の件数</p>
	<p>得ようとする達成効果の達成見込みの判断の根拠(判断基準)</p> <p>放射線障害防止法の目的は、放射線業務従事者などの放射線障害を防止することにあるため、同法の施行を確実に行うことにより、被ばく事故、放射線源の紛失などの重大な事故を防ぐことが求められる。</p> <p>特に、今回、放射線障害防止法の施行状況を見直し、以下の改善のための法令改正を検討しており、その効果を期待。</p> <p>事故の原因の多くは、不適切な安全管理など行為基準(ソフト面)に関する不備が原因。従来、定期検査は、施設の技術基準の適合性(ハード面)のみを検査。今後、安全管理の行為基準への適合性(ソフト面)を追加する。</p> <p>立入検査を書類未提出事業所への抜打検査などに重点化する。</p> <p>放射線取扱主任者の一定期間ごとの定期的な講習による再教育を義務づける。</p>

公平性、優先性	<p>本事業は放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的として行っているものであり、優先度が極めて高いものである。</p> <p>また、国際免除レベルの取り入れについては、欧州を中心に導入が進んでいる。我が国でも国際約束に基づき、国際免除レベルを取り入れた輸送基準（国土交通省令）が平成16年1月から施行される予定であり、放射線障害防止法における取り入れ、それに適合した規制体系の見直しが必要である。</p>	
得ようとする効果及び達成年度	<p>法令事故の減少 被ばく・紛失事故の低減 （参考：過去5年間の件数 被ばく4件、紛失7件）</p>	<p>達成年度 平成21年度 （改正法施行後5年程度）</p>
事業継続の適否、改善点等の今後の政策への反映方針	<p>引き続き、放射線利用の安全確保のため、施策を推進するが、「有効性」に既述したものに加え、以下のような見直しを行い、平成16年の通常国会を目途として法改正を行うとともに所要の政省令等の改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制対象：国際免除レベルの導入</li> <li>・規制体系：放射能レベル、人体への影響等を勘案した合理的な規制（設計承認の対象機器の拡大、設計承認対象機機の全数検査の廃止、機器使用者には届出を課さない型式承認の導入等）</li> <li>・放射線取扱主任者：新届出対象線源のため、講習で取得できる第3種放射線取扱主任者の新設。医師等の特例の見直し</li> <li>・放射性廃棄物処分：固体廃棄物の埋設処分を可能とする法整備</li> <li>・その他：国以外の機関の活用、移動使用の規制、医療分野の規制（*）等の改善、見直し</li> </ul> <p>* 局所的ながんの治療のために挿入する線源の適用除外は先行的に平成15年7月に措置</p>	
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線審議会、放射線安全規制検討会において国際免除レベルの法令への取り入れについて検討。平成14年10月、放射線審議会は、国内法令への取り入れが適切と結論。平成15年夏、放射線安全規制検討会において法令への取り入れの基本的考え方に関する報告書を取りまとめる（予定）。</li> <li>・放射線障害防止対策の強化のため、新規1名の機構定員要求を実施。</li> </ul>	

# 放射線障害防止対策について

## 放射線障害防止法に基づく安全規制

放射性同位元素等の使用等の取扱を規制することにより、放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする

対象事業所は約5,000事業所

## 放射線障害防止対策事業

立入検査の実施  
(平成14年度354件)  
技術参与の活用  
放射線取扱主任者の  
講習  
等

## 放射線障害防止対策強化

放射線障害防止対策の  
あり方に関する検討  
許認可に関する手続き  
及び申請の電子化  
データベースの構築  
等

## 国際免除レベルの法令への 取り入れ

次期通常国会において国際免除レベルの取り入れ及び施行状況の見直しに伴う放射線障害防止法の改正予定

## 改正のポイント

より合理的、科学的な規制体系の構築  
定期検査方法の変更  
(ソフト面の検査の追加)  
放射線取扱主任者の一定期間毎の定期的な講習による再教育  
等

安全確保を大前提に放射線の研究、開発、利用を推進  
重大な事故である被ばく事故、紛失事故の低減

注:国際免除レベル

国際免除レベルとは、放射線の影響が小さいため、この値を下回るものは規制を免除されるとして、国際機関で取りまとめられた値。この値は欧州を中心に取り入れが進んでいる。